

## 千葉市脳ドック費用助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の国民健康保険被保険者（以下「国民健康保険被保険者」という。）及び千葉県の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（以下「後期高齢者医療被保険者」という。）の脳ドックの受診（以下「受診」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することにより、脳血管疾患及びその危険因子の早期発見及び早期治療を通じて、健康の保持を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 受診に要する費用の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者は、第4条第1項に規定する期間の末日現在において、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1)前年度以前の千葉市国民健康保険料及び当該保険料の延滞金を完納している世帯に属する国民健康保険被保険者であって、当該年度の7月1日現在、40歳以上5歳ごとの年齢の者。
- (2)本市が徴収すべき前年度以前の後期高齢者医療保険料及び当該保険料の延滞金を完納し、本市に住所を有する後期高齢者医療被保険者であって、当該年度の7月1日現在、65歳以上5歳ごとの年齢の者。

### (検診医療機関等)

第3条 受診することができる医療機関（以下「検診医療機関」という。）、検査項目及び検診費用は、本市が一般社団法人千葉市医師会と協議のうえ定めるものとする。

### (助成の承認)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の定める期間内に、千葉市脳ドック費用助成承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）、申請書に定める項目を記入した通常はがき等又は千葉市電子申請サービスにより市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内において第2条の規定に該当する者（以下「助成対象者」という。）を承認し、それ以外の者は、不承認とするものとする。
- 3 市長は、助成対象者が予算の範囲を超えたときは、抽選で、助成の承認を受ける者（以下「助成被承認者」という。）を決定するものとする。

### (助成の承認通知等)

第5条 市長は、前条の規定により助成の承認を決定したときは、千葉市脳ドック費用助成承認通知書（様式第2号。以下「助成承認書」という。）に千葉市脳ドック費用助成承認確認書（様式第3号。以下「確認書」という。）を添えて助成被承認者に通知するものとする。

- 2 市長は、不承認としたときは、千葉市脳ドック費用助成不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

### (受診期間)

第6条 助成被承認者は、市長が定める期間内に検診医療機関において受診しなければならない。

(受診方法)

第7条 助成被承認者は、検診医療機関で受診しようとするときは、受診する検診医療機関に助成承認書及び国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証を提示するとともに、確認書を提出しなければならない。

(受診者の負担額)

第8条 助成被承認者は、受診する検診医療機関において、受診時に検診費用から次条第1項に規定する助成金の額を差し引いた額を支払うものとする。

(助成金)

第9条 市長は、助成被承認者の受診につき、検診費用の5割に相当する額を助成するものとする。ただし、助成金の額は、1万円を限度とする。

- 2 前項に定める助成は、同項に定める額を検診医療機関に支払うことによって行う。
- 3 前項の規定により支払いを受けようとする検診医療機関は、第1項の助成額について、検診を行った翌月10日までに、千葉市脳ドック費用助成金請求書（様式第5号）に確認書を添えて、市長に請求しなければならない。ただし、後期高齢者医療被保険者に係る助成額については、千葉市脳ドック費用助成金請求書（様式第5号）にかえて千葉市脳ドック費用助成金請求書（様式第5号の2）に確認書を添えて請求するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求のあった日の翌月10日までに助成金を検診医療機関に支払うものとする。

(検診結果の報告)

第10条 検診医療機関は、検診結果について千葉市脳ドック検診結果報告書（様式第6号）により、検診を行った翌月の末日までに市長に報告しなければならない。

(助成資格の喪失)

第11条 助成被承認者は、受診日前に次の各号のいずれかに該当するときは、助成を受けることができない。

- (1) 国民健康保険被保険者の資格を喪失したとき。
- (2) 後期高齢者医療被保険者の資格を喪失したとき、又は本市に住所を有しなくなつたとき。

(助成金等の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により、受診した者並びに第9条第2項の規定により支払いを受けた検診医療機関があるときは、助成金等を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。